

## 第12回 高知県森林整備公社経営検討委員会の概要について

開催日時：平成23年5月9日（月）13時30分～15時13分

開催場所：高知共済会館 3階 中会議室

参加者：（委員）

根小田渡 委員（委員長）、橋本誠 委員、金子努 委員、戸田文友 委員、  
高村禎二 委員、中越利茂 委員、森永洋司 委員  
（高知県）  
田村 林業振興・環境部長、大野 林業振興・環境副部長、  
國吉 森づくり推進課長、渡辺 企画監（分収林改革担当）  
原 行政管理課長、笹岡 総務福利課長補佐

---

### 1 議事

#### 1 「改革プラン」に関する各委員の意見について

##### （1）経営方針の具体的な見直し案について

###### <主な質疑・意見>

（委員）

SPC案では、「森林組合等民間経営体の出資による」となっているが、森林組合以外の経営体で手を挙げる企業があるのか。

（事務局）

昨年度から1企業と話をしている。ただ、最終的にSPC案でやる場合、特定の1企業だけでは問題があり、例えば森林組合も含めて複数の企業に出資していただいで運営する形がいいと考えている。

（委員）

土地所有者が買う場合、資金負担が必要となるが1人当たりどれくらい必要か。それは実現可能なのか。売却案では、Eランクなら無償譲渡も可能ではないかという意見もあるが、無償譲渡になると課税が発生するのか、専門家のご指導をいただきたい。

（事務局）

公社の平均の団地面積は17haであり、例えばヘクタールあたり50万円とした場合、公社の6割分は400万円ぐらいになると思う。

（委員）

新契約案とSPC案の場合、管理を引き受ける森林組合や民間の会社に対し、これまで県が公社に行ってきた支援の継続が不可欠であるということであったが、県の財政から見て公社に対する同様の補助ができるのか。

（事務局）

これまで公社に85%の補助金を出して来たが、例えば森林組合に替わったとしても、県の持ち出しは変わらない。ただ、要件的に公社以外は68%であるため、検討して新たな補助金の創設等を考えていく必要がある。

（委員）

新契約案に興味を持っているが、新契約案では、森林組合が行うことで、分収林だけでなく周りの山も含めて団地化をすることで作業道を開設することができるため、搬出コストが劇的に下がる可能性がある。

（委員）

売却案について、公社営林平均17haで400万円の資金調達が必要となり、土地所有者がこの

400万円の資金の捻出が可能なものなのか、疑問である。

(事務局)

県営林では、売りたい土地所有者は多いけれども、買いたい土地所有者というのは少ないと考えている。ただ、もし資金に余力がある、銀行から借りてでも買いたいという方が居たら契約解除してでもやりたいということ。

(委員長)

売却案は、土地所有者が応じる可能性は小さいが部分的にはあり得る。新契約は、全部これでいけるかいうとそうはならない。SPC案がどこまで可能性があるのかやってみないとわからない。どれか一つの案だけでいくのではなく、具体的な実施の段階では山に応じてとか土地所有者に応じてとか、いくつかのものを並行してやっていくような形になると思っている。

(事務局)

そのとおりだと認識している。例えば、新契約案を軸に、土地所有者に売却、場合によっては県がダイレクトに買うというケースも全然ないわけではない。やはりケースバイケースであると思っている。

(委員長)

いずれにしても、不採算林は切り離してやっていくのが基本になるのか。

(事務局)

土地所有者との関係、そして受け皿の関係、この二つがポイントになってくると思うが、それがクリアできれば切り離し案というのも有力な方法であると考えている。

(委員長)

4つの案の中で、新契約もしくはSPC案あたりが軸になるのかもしれないが、それを進めていく時に、今後、不採算林の管理をする受け皿と土地所有者の意向が大きな問題となるため、事務局で森林組合等や土地所有者の具体的な考え方を整理しておかなければ先へ進めないような気がする。今後、事務局で少し時間をかけてやっていただき、我々は全体像をイメージしながら最終的な詰めをしていくということになると思う。

(事務局)

団地化をすれば当然コストも下がる、85%を確保すれば受けていただける山も当然あると思うため、主要な森林組合など事業体から意見を聞く必要がある。土地所有者の意向はアンケートをするなど事務局で検討させていただき、次回の委員会で報告させていただきたいと思う。

## 2 その他（報告事項）

### (1) 全国の林業公社の現況

### (2) 森林法一部改正の概要

#### <主な質疑・意見>

(委員)

京都府が、土地所有者が多いため半数の同意で一斉に契約変更ができるよう国に特別立法を求めておりいい方法だと思うが、これに対する国の反応や情報があったら教えてもらいたい。

(事務局)

本県でも昨年度から、国に対して半数の同意で契約変更ができないかという政策提言をしているが、所有権の問題がありすぐ特別立法にはならないという説明を受けている。本県では今年も同様の政策提言を行い、併せて森林連合を通じて、本県だけではなく各県総意ということで改めて提言をするように考えている。

(委員)

全国的に森林整備公社が行ってきた分収林事業は、旗振りをした国の責任がすごく大きいと思う。日本政策金融公庫からの借入金も国の政策金融であるため、債務負担を軽減する国の措置について色々な機会を通じて国に提言してもらいたいと思う。

(事務局)

検討委員会の今年のスケジュールについて、第10回検討委員会では、平成23年9月までに5回程度、毎月1回ペースで委員会を開催し改革プランを策定し議会報告するという進めさせていただくと説明したが、本日、各案について土地所有者等の意向を聞くなど宿題をいただき、また国や他府県の動向も見ながら十分詰めたものにしていく必要があるため、非常にタイトなスケジュールになってくると感じている。

このため、事務局で次回の委員会までに、今のスケジュールを検討して、事前に委員さんのご意見、ご相談をさせていただきながら、次の委員会で新たなスケジュールを改めて図らせていただきたいと考えている。

(委員長)

事務局サイドで、公社の分収林事業に係わる森林組合等の意見、土地所有者の動向及びその意向もつかむための作業がかなり必要だと思うし、それをまとめる時間も必要であり、最終的な改革プランをまとめる時期がずれと思う。事務局は次回の委員会で新しいスケジュール案を出していただきたい。